



新型コロナウイルス感染症の影響による臨時的な取扱いについて

No. 2

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましても、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、先日「介護保険最新情報 vol.842 及び vol.847」について、茨木市のQA集を出させていただきましたが、皆様からのご質問を受けて改めてお知らせいたします。なお、本通知ではQA集の内容についての新たな加筆修正はございません。

本取扱いの適用期間について

- 令和2年6月提供分からです。終了日については現時点で未定です。

利用者への説明・同意について

- 請求前に、サービス事業者が利用者に説明し、同意を得てください。
- 口頭で同意を得た場合は、説明者の氏名、説明内容、説明し同意を得た日時、同意した者の氏名について記録を残してください。
- 区分支給限度額を超える場合は自費となることも含めて利用者に説明してください。
- 文書により説明している場合でも、できる限り利用者が理解しやすいよう口頭での説明を加えることが望ましいと考えます。
- 説明をしても同意が得られていない場合は本取扱いの対象外です。

ケアマネジャーとの連携について

- サービス事業者は、利用者から同意を得た後、必ず担当ケアマネジャーに説明内容等について連絡し、密に連携をとるようにしてください。
- ケアマネジャーは、給付管理や利用者への補足説明等随時ご協力お願いします。
- 利用者が複数の事業者からサービス提供を受けている場合は、区分支給限度額への影響等特にご注意ください。

計画書の変更について

- 実際のサービス提供内容に変更がなければ計画書の変更は不要です。



介護給付適正化担当
テキセイカ

利用者及びご家族への説明は、理解しやすい方法で懇切丁寧にお願いします。

ケア倶楽部でも通知しておりますので、ご確認ください。